



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年3月31日月曜日 第1950号外4

◇ 目 次 ◇

規 則

○ 児童福祉法施行細則等の一部を改正する等の規則…………… 1

訓 令

○ 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… 8

○ 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令…………… 81
○ 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… 147
○ 愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令…………… 234

規 則

○愛媛県規則第26号

児童福祉法施行細則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

児童福祉法施行細則等の一部を改正する等の規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任) 第1条 省略 2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。 (1) <u>法第11条第1項及び第2項の規定による児童及び妊産婦の福祉に関すること。</u> (1)の2 <u>法第24条の2第1項の規定による指定知的障害児施設等の指定</u> _____ に関すること（法第24条の18の規定による公示を除く。）。 (2) 法第24条の10第1項の規定による指定知的障害児施設等の指定の更新 _____ に関すること。 (3) 省略 (3)の2 法第24条の14の規定による指定知的障害児施設等の指定の辞退の申出の受理に関すること（法第24条の18の規定による公示を除く。）。 (3)の3 省略 (3)の4 法第24条の15第2項の規定による当該職員の仕事の身分を示す証明書の交付に関すること。 (3)の5 法第24条の16第1項の規定による指定知的障害児施設等の設置者に対する勧告に関すること。 (3)の6 法第24条の16第2項の規定による同条第1項の勧告に従わない旨の公表に関すること。 (3)の7 法第24条の16第3項の規定による指定知的障害児施設等の設置者に対する措置の命令に関すること（同条第4項の規定による公示を除く。）。 (3)の8 法第24条の17の規定による指定知的障害児施設等の指定の	(委任) 第1条 省略 2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。 (1) 法第24条の2第1項の規定による指定知的障害児施設等の指定の申請の受理に関すること _____。 (2) 法第24条の10第1項の規定による指定知的障害児施設等の指定の更新の申請の受理に関すること。 (3) 省略 (3)の2 法第24条の14の規定による指定知的障害児施設等の指定の辞退の申出の受理に関すること _____。 (3)の3 省略

取消し等に関すること（法第24条の18の規定による公示を除く。）。

(4)～(6) 省略

(6)の2 法第34条の3の規定による児童自立生活援助事業の開始、変更並びに廃止及び休止の届出の受理に関すること。

(6)の3 法第34条の4第1項の規定による児童自立生活援助事業を行う者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(6)の4 法第34条の4第2項において準用する法第18条の16第2項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。

(6)の5 法第34条の5の規定による児童自立生活援助事業を行う者に対する事業の制限及び停止の命令に関すること。

(6)の6 法第35条第3項の規定による市町が設置する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設を除く。）の設置の届出の受理に関すること。

(6)の7 法第35条第4項の規定による国、県及び市町以外の者が設置する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設を除く。）の設置の認可に関すること。

(6)の8 法第35条第6項の規定による市町が設置する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設を除く。）の廃止又は休止の届出の受理に関すること。

(6)の9 法第35条第7項の規定による国、県及び市町以外の者が設置する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設を除く。）の廃止又は休止の承認に関すること。

(7) 法第46条第1項の規定による _____ 児童福祉施設の最低基準の実施の監督に関すること（県及び2以上の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）並びに保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター及び精神障害者社会復帰施設に限る。以下この項において同じ。）を設置する者（市町を除く。）に係るものを除く。）。

(7)の2 法第46条第2項において準用する法第18条の16第2項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。

(8) 法第46条第3項の規定による _____ 児童福祉施設に対する改善勧告及び改善命令に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るものを除く。）。

(8)の2 法第46条第4項の規定による児童福祉施設に対する事業の停止の命令に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るものを除く。）。

(9) 省略

(9)の2 法第56条の2第2項の規定による児童福祉施設の予算の変更及び職員の解職の指示に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るものを除く。）。

(9)の3 法第58条の規定による児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設を除く。）の設置の認可の取消しに関すること。

(10) 法第59条第1項の規定による _____ 施設 _____ に係る報告の徴収又は立入調査等に関すること _____。

(11) 省略

(12) 法第59条第3項の規定による施設 _____ の設置者に対する勧告に関すること。

(4)～(6) 省略

(7) 法第46条第1項の規定による市町立の児童福祉施設の最低基準の実施の監督に関すること _____

_____。

(8) 法第46条第3項の規定による市町立の児童福祉施設に対する改善勧告及び改善命令に関すること _____。

(9) 省略

(10) 法第59条第1項の規定による法第39条に規定する業務を目的とする施設（以下「認可外保育施設」という。）に係る報告の徴収又は立入調査等に関すること（法第59条第4項の規定による公表及び同条第5項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令実施上必要なものを除く。）。

(11) 省略

(12) 法第59条第3項の規定による認可外保育施設の設置者に対する勧告に関すること。

(12)の2 法第59条第4項の規定による同条第3項の勧告に従わない旨の公表に関すること。

(12)の3 法第59条第5項の規定による施設の設置者に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関すること。

(13) 法第59条第7項の規定による市町長への通知に関すること _____。

(14) 法第59条の2第1項及び第2項の規定による法第39条に規定する業務を目的とする施設（以下「認可外保育施設」という。）に係る届出の受理に関すること。

(15)・(16) 省略

(17) 法第59条の2の5第2項の規定による市町長への通知及び施設の運営状況等の公表に関すること。

(18) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第38条の規定による _____ 児童福祉施設に対する実地検査に関すること（県及び2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るものを除く。）。

(19) 施行規則第37条第4項から第6項までの規定による児童福祉施設 _____ に係る届出の受理に関すること _____。

(20) 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第3条第1項の規定による最低基準向上の勧告に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るものを除く。）。

(20)の2 児童福祉施設最低基準第38条第2項第5号の規定による児童の遊びを指導する者の認定に関すること。

(21)～(23) 省略

3 地方自治法第153条第2項の規定により、法第20条第1項の規定による療育の給付の決定に関する知事の権限は、保健所長に委任する。

4 省略

（療育給付申請書）

第4条 施行規則第10条第1項の規定による申請は、療育給付申請書（様式第6号）によるものとする

_____。

2 前項の申請書には、法第20条第4項に規定する指定療育機関（以下「指定療育機関」という。）の専門医師の作成した療育給付意見書（様式第7号）並びに世帯調書及びその関係証明書を添えなければならない。

（児童福祉施設設置、廃止、休止等の届出書等）

第39条 省略

2 省略

(13) 法第59条第7項の規定による市町長への通知に関すること（法第59条第3項の規定による認可外保育施設の設置者に対する勧告に係るものに限る。）。

(14) 法第59条の2第1項及び第2項の規定による認可外保育施設 _____ に係る届出の受理に関すること。

(15)・(16) 省略

(17) 法第59条の2の5第2項の規定による市町長への通知 _____ に関すること。

(18) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第38条の規定による市町立の児童福祉施設に対する実地検査に関すること _____。

(19) 施行規則第37条第4項 _____ の規定による児童福祉施設（法第27条関係施設を除く。）に係る届出の受理に関すること（定員の変更を伴うものを除く。）。

(20) 施行規則第37条第5項の規定による市町立の児童福祉施設（法第27条関係施設を除く。）に係る届出の受理に関すること（定員の変更を伴うものを除く。）。

(21)～(23) 省略

3 省略

（療育給付申請書）

第4条 施行規則第10条第1項の規定による申請は、療育給付申請書（様式第6号）に法第21条の9第4項に規定する指定療育機関（以下「指定療育機関」という。）の専門医師の作成した療育給付意見書（様式第7号）並びに世帯調書及びその関係証明書を添え、療育の給付を受けようとする児童の居住地を管轄する保健所長を経由するものとする。この場合において、保健所長は、意見を付して速やかに知事に進達しなければならない。

_____。

（児童福祉施設設置、廃止、休止等の届出書等）

第39条 省略

2 省略

3 前2項の届出書又は申請書は、第1条第2項の規定により地方局長に委任された権限に係るもの及び特例条例の規定により市が受付又は受理等に関する事務を処理することとされたもの以外（法第27条関係施設に係るものを除く。）の場合にあつては、所轄の地方局長を経なければならない。

4 前項の規定により届出書を受け付け、又は申請書を受理した地方局長は、意見を付して知事に進達しなければならない。

様式第6号 (第4条関係) 療育給付申請書

省略 保健所長 様			
申請受付年月日		決 定 年 月 日	
自 己 負 担 金 徴収基準月額	円	決 定 給付期間	省略

注 省略

様式第30号の5 (第36条関係) 児童自立生活援助事業開始届出書

省略 地方局長 様 省略

注 省略

様式第30号の6 (第37条関係) 児童自立生活援助事業変更届出書

省略 地方局長 様 省略

注 省略

様式第30号の7 (第38条関係) 児童自立生活援助事業廃止 (休止) 届出書

省略 地方局長 様 省略

注 省略

様式第30号の8 (第39条関係) 児童福祉施設設置届出書

省略 愛媛県知事 様 (地方局長) 省略

注 省略

様式第31号 (第39条関係) 児童福祉施設設置認可申請書

省略 愛媛県知事 様 (地方局長) 省略

注 省略

様式第32号の2 (第39条関係) 児童福祉施設廃止 (休止) 届出書

省略 愛媛県知事 様 (地方局長) 省略

注 省略

様式第33号 (第39条関係) 児童福祉施設廃止 (休止) 承認申請書

省略 愛媛県知事 様 (地方局長) 省略

注 省略

様式第6号 (第4条関係) 療育給付申請書

省略 愛媛県知事 様			
申請受付年月日		進 達 年 月 日	決 定 年 月 日
自 己 負 担 金 徴収基準月額	入院 通院 円	決 定 給付期間 円	省略

注 省略

様式第30号の5 (第36条関係) 児童自立生活援助事業開始届出書

省略 愛媛県知事 様 省略

注 省略

様式第30号の6 (第37条関係) 児童自立生活援助事業変更届出書

省略 愛媛県知事 様 省略

注 省略

様式第30号の7 (第38条関係) 児童自立生活援助事業廃止 (休止) 届出書

省略 愛媛県知事 様 省略

注 省略

様式第30号の8 (第39条関係) 児童福祉施設設置届出書

省略 愛媛県知事 様 省略

注 省略

様式第31号 (第39条関係) 児童福祉施設設置認可申請書

省略 愛媛県知事 様 省略

注 省略

様式第32号の2 (第39条関係) 児童福祉施設廃止 (休止) 届出書

省略 愛媛県知事 様 省略

注 省略

様式第33号 (第39条関係) 児童福祉施設廃止 (休止) 承認申請書

省略 愛媛県知事 様 省略

注 省略

(薬事法施行細則の一部改正)

第2条 薬事法施行細則(昭和36年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(提出する書類の経由)</p> <p>第2条 法、令、省令及びこの規則の規定により提出する書類は、その者の薬局_____又は店舗の所在地を管轄する保健所長(松山市の区域にあつては、松山保健所長)を経由し、他の都道府県に住所を有する配置販売業者及びその配置員並びに医薬品等の製造販売業者(薬局製造販売医薬品の製造販売業者を除く。)、医薬品等の製造業者(薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。)及び医療機器の修理業者にあつては、直接提出しなければならない。</p>	<p>(提出する書類の経由)</p> <p>第2条 法、令、省令及びこの規則の規定により提出する書類は、その者の薬局、製造所、営業所又は店舗の所在地を管轄する保健所長(松山市の区域にあつては、松山保健所長)を経由し、他の都道府県に住所を有する配置販売業者及びその配置員_____にあつては、直接提出しなければならない。</p>

(愛媛県老人福祉法施行細則の一部改正)

第3条 愛媛県老人福祉法施行細則(昭和38年愛媛県規則第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第2条 次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(2)の2 法第14条の規定に基づく老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(2)の3 法第14条の2の規定に基づく老人居宅生活支援事業の変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(2)の4 法第14条の3の規定に基づく老人居宅生活支援事業の廃止及び休止の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(2)の5 法第15条第2項の規定に基づく老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターの設置の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(2)の6 法第15条第3項の規定に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(2)の7 法第15条第4項の規定に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の認可に関すること。</u></p> <p><u>(2)の8 法第15条の2の規定に基づく老人福祉施設の変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(2)の9 法第16条第1項から第3項までの規定に基づく老人福祉施設の廃止、休止及び入所定員の減少並びに入所定員の増加の認可及び届出の受理に関すること。</u></p> <p>(3) 法第18条第1項の規定に基づく老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターに対する報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(4) 法第18条第2項の規定に基づく特別養護老人ホーム(2以上の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設(養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。))並びに保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター及び精神障害者社会復帰施設に限る。以下この項において同じ。)を設置する者(市町を除く。)に係るものを除く。)及び養護老人ホームに対する報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p><u>(4)の2 法第18条第3項(法第29条第7項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。</u></p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 法第18条第1項の規定に基づく市町が設置する老人デイサービスセンター等_____に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(4) 法第18条第2項の規定に基づく特別養護老人ホーム(市町が設置するものに限る。_____)及び養護老人ホームに対する報告の徴収及び立入検査に関すること。</p>

<p>(5) 法第18条の2第1項の規定に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する改善命令に関すること。</p> <p>(5)の2 法第18条の2第2項の規定に基づく老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターに対する事業の停止等の命令に関すること。</p> <p>(6) 法第19条第1項の規定に基づく特別養護老人ホーム（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るものを除く。）及び養護老人ホームに対する改善等_____の命令並びに特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設置の認可の取消しに関すること。</p> <p>(6)の2 法第29条第1項及び第2項の規定に基づく有料老人ホームの設置等の届出の受理に関すること。</p> <p>(7) 省略</p> <p>(7)の3 法第29条第8項の規定に基づく有料老人ホームに対する改善命令に関すること。</p>	<p>(5) 法第18条の2第1項の規定に基づく認知症対応型共同生活援助事業_____を行う者に対する改善命令に関すること。</p> <p>(6) 法第19条第1項の規定に基づく特別養護老人ホーム（市町が設置するものに限る。_____）及び養護老人ホームに対する改善及び事業の停止等の命令_____に関すること。</p> <p>(7) 省略</p>
--	--

（愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部改正）

第4条 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和39年愛媛県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（地方局長への委任）</p> <p>第30条の2 第13条第3項各号に掲げる公有財産については、第28条第1項（用途変更に係る部分に限る。）及び前2条に規定する知事の権限を、所轄の地方局長に委任する。この場合において、第28条第1項及び第29条第1項並びに前条において準用する第24条中「部局の長」とあるのは「<u>地方局総務県民課長又は総務県民室長</u>」と、「知事」とあるのは「地方局長」と読み替えるものとし、第4条の規定は、適用しないものとする。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（地方局長への委任）</p> <p>第30条の2 第13条第3項各号に掲げる公有財産については、第28条第1項（用途変更に係る部分に限る。）及び前2条に規定する知事の権限を、所轄の地方局長に委任する。この場合において、第28条第1項及び第29条第1項並びに前条において準用する第24条中「部局の長」とあるのは「<u>地方局総務調整課長</u>」と、「知事」とあるのは「地方局長」と読み替えるものとし、第4条の規定は、適用しないものとする。</p> <p>2・3 省略</p>

（生活保護法施行細則の一部改正）

第5条 生活保護法施行細則（昭和56年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委任）</p> <p>第2条 法第19条第4項及び第20条の規定に基づき、知事は、法第24条から第37条まで、<u>第40条第2項、第41条第2項、第4項及び第5項、第42条、第44条第1項、第45条、第46条第2項及び第3項、第48条第3項及び第4項、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条、第80条並びに第81条に規定する保護の決定及び実施に関する事務（法第44条第1項の規定による報告徴収及び立入検査、法第45条の規定による改善命令等、法第46条第2項の規定による管理規程の届出の受理、法第46条第3項の規定による管理規程の変更命令並びに法第48条第3項の規定による同条第2項の指導の制限及び禁止にあつては、2以上の施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）</u>を地方局長に委任する。</p> <p>（保護施設変更届出書等）</p> <p>第18条 市町は、その設置した保護施設について法第41条第2項第1号又は第4号から第8号までに掲げる事項に該当する事項を変更したときは、保護施設変更届出書（様式第56号）によりその旨を速や</p>	<p>（委任）</p> <p>第2条 法第19条第4項_____の規定に基づき、知事は、法第24条から第37条まで_____、第44条第1項、<u>第48条第4項</u>_____、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条、第80条並びに第81条に規定する保護の決定及び実施に関する事務（<u>法第44条第1項に規定する報告徴収及び立入検査にあつては、市町が設置する保護施設の管理者に対するものに限る</u>_____）を地方局長に委任する。</p> <p>（保護施設変更届出書等）</p> <p>第18条 市町は、その設置した保護施設について法第41条第2項第1号又は第4号から第8号までに掲げる事項に該当する事項を変更したときは、保護施設変更届出書（様式第56号）によりその旨を速や</p>

かに地方局長に届け出なければならない。

2 法第41条第5項に規定する申請は、保護施設変更認可申請書（様式第57号）を地方局長に提出してしなければならない。
（保護施設事業開始届出書等）

第19条 保護施設の設置者は、その事業を開始したときは、保護施設事業開始届出書（様式第58号）により、その旨を速やかに地方局長に届け出なければならない。

2 省略
（保護施設業務報告）

第20条 保護施設の管理者は、次の各号に掲げる書類を、それぞれ当該各号に定める期日までに、地方局長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略
（改善命令等による措置結果報告書）

第21条 市町又は社会福祉法人は、法第45条第1項又は第2項の規定によりその保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは保護施設の廃止を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、速やかに必要な措置を行い、措置結果報告書（様式第63号）を当該処分を受けた日から30日以内に知事又は地方局長に提出しなければならない。
（保護施設休止報告書等）

第23条 省略
2 法第42条に規定する認可の申請は、保護施設休止（廃止）認可申請書（様式第66号）を地方局長に提出してしなければならない。

様式第54号（第17条関係） 保護施設設置届出書

省略
____ <u>地方局長</u> ____ 様
省略

様式第55号（第17条関係） 社会福祉法人の設置する保護施設認可申請書

省略
____ <u>地方局長</u> ____ 様
省略

様式第56号（第18条関係） 保護施設変更届出書

省略
____ <u>地方局長</u> ____ 様
省略

様式第57号（第18条関係） 保護施設変更認可申請書

省略
____ <u>地方局長</u> ____ 様
省略

様式第58号（第19条関係） 保護施設事業開始届出書

省略
____ <u>地方局長</u> ____ 様
省略

様式第60号（第19条関係） 保護施設台帳

省略		
省略	<u>知事・地方局長</u>	
	承認年月日	
省略		

かに知事に届け出なければならない。

2 法第41条第5項に規定する申請は、保護施設変更認可申請書（様式第57号）を知事に提出してしなければならない。
（保護施設事業開始届出書等）

第19条 保護施設の設置者は、その事業を開始したときは、保護施設事業開始届出書（様式第58号）により、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

2 省略
（保護施設業務報告）

第20条 保護施設の管理者は、次の各号に掲げる書類を、それぞれ当該各号に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略
（改善命令等による措置結果報告書）

第21条 市町又は社会福祉法人は、法第45条第1項又は第2項の規定によりその保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは保護施設の廃止を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、速やかに必要な措置を行い、措置結果報告書（様式第63号）を当該処分を受けた日から30日以内に知事に提出しなければならない。
（保護施設休止報告書等）

第23条 省略
2 法第42条に規定する認可の申請は、保護施設休止（廃止）認可申請書（様式第66号）を知事に提出してなければならない。

様式第54号（第17条関係） 保護施設設置届出書

省略
____ <u>愛媛県知事</u> ____ 様
省略

様式第55号（第17条関係） 社会福祉法人の設置する保護施設認可申請書

省略
____ <u>愛媛県知事</u> ____ 様
省略

様式第56号（第18条関係） 保護施設変更届出書

省略
____ <u>愛媛県知事</u> ____ 様
省略

様式第57号（第18条関係） 保護施設変更認可申請書

省略
____ <u>愛媛県知事</u> ____ 様
省略

様式第58号（第19条関係） 保護施設事業開始届出書

省略
____ <u>愛媛県知事</u> ____ 様
省略

様式第60号（第19条関係） 保護施設台帳

省略		
省略	<u>知事承認</u>	
	年月日	
省略		

様式第61号（第20条関係） 保護実施状況報告書

省略
____ 地方局長 _____ 様
省略

注 省略

様式第62号（第20条関係） 事業実施状況報告書

省略
____ 地方局長 _____ 様
省略

注意 省略

様式第63号（第21条関係） 措置結果報告書

省略
愛媛県知事 _____ 様
(____ 地方局長 _____)
省略

様式第66号（第23条関係） 保護施設休止（廃止）認可申請書

省略
____ 地方局長 _____ 様
省略

様式第61号（第20条関係） 保護実施状況報告書

省略
愛媛県知事 _____ 様
省略

注 省略

様式第62号（第20条関係） 事業実施状況報告書

省略
愛媛県知事 _____ 様
省略

注意 省略

様式第63号（第21条関係） 措置結果報告書

省略
愛媛県知事 _____ 様
省略

様式第66号（第23条関係） 保護施設休止（廃止）認可申請書

省略
愛媛県知事 _____ 様
省略

(障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第6条 障害者自立支援法施行細則（平成18年愛媛県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の経由)</p> <p>第8条 _____ 精神通院医療に係る法第53条第1項の規定による支給認定の申請、法第56条第1項の規定による支給認定の変更の申請、政令第32条第1項の規定による申請内容の変更の届出、政令第33条第1項の規定による医療受給者証の再交付の申請、省令第48条第3項及び前条の規定による医療受給者証の返還は、所轄の保健所長を経由しなければならない。</p> <p>2 _____ 精神通院医療に係る法第54条第3項の規定による医療受給者証の交付、法第56条第4項の規定による医療受給者証の返還、政令第33条第1項の規定による医療受給者証の再交付及び第6条の規定による却下通知書の交付は、申請の際に経由した保健所長を経由するものとする。</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第8条 育成医療及び精神通院医療に係る法第53条第1項の規定による支給認定の申請、法第56条第1項の規定による支給認定の変更の申請、政令第32条第1項の規定による申請内容の変更の届出、政令第33条第1項の規定による医療受給者証の再交付の申請、省令第48条第3項及び前条の規定による医療受給者証の返還は、所轄の保健所長を経由しなければならない。</p> <p>2 育成医療及び精神通院医療に係る法第54条第3項の規定による医療受給者証の交付、法第56条第4項の規定による医療受給者証の返還、政令第33条第1項の規定による医療受給者証の再交付及び第6条の規定による却下通知書の交付は、申請の際に経由した保健所長を経由するものとする。</p>

(安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行細則の廃止)

第7条 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行細則（昭和31年愛媛県規則第57号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

訓 令

○愛媛県訓令第2号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
(決裁事項) 第4条 決裁者は、別表第1から別表第10までの決裁区分の欄に○印をもつて示すところにより決裁するものとする。 2 臨時的な事務、新たな事務等で、別表第1から別表第10までに掲げられていないものの決裁については、別に定める。 3 省略 別表第1 （第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					(決裁事項) 第4条 決裁者は、別表第1から別表第3までの決裁区分の欄に○印をもつて示すところにより決裁するものとする。 2 臨時的な事務、新たな事務等で、別表第1から別表第3までに掲げられていないものの決裁については、別に定める。 3 省略 別表第1 （第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項				
事務の種類	事 項	決裁区分			事務の種類	事 項	決裁区分		
		知事	専決者				知事	専決者	
			部長	局長	課長				
1～7 省略									
8 その他の庶務事務	1～7 省略								
	8 重要な工事の一時中止及び延期に関すること。		○						
	9 軽易な工事の一時中止及び延期に関すること。							○	
	10・11 省略								
9～13 省略									
14 収入又は支出を伴う事務	1～4 省略								
	5 次に掲げる事件の決定に関すること。								
	(1) 省略								
	(2) 工事の受委託								
	ア 1件5億円以上の支出を伴うもの		○						
	イ 1件1億円以上5億円未満の支出を伴うもの			○					
	ウ 1件1億円未満の支出を伴うもの							○	
	(3) 工事に関する調査、測量及び設計の委託								
	ア～ウ 省略								
	(4) 省略								
(5) 省略									
(6) 省略									
	6・7 省略								
15 工事の請負契約に係る請負者の選定に関する事務	1 工事の請負契約に係る請負者の選定に関すること。								
	(1) 1件の設計金額が5億円以上のもの		○						
	(2) 1件の設計金額が5,000万円以上5億円未満のもの			○				○	
	(3) 省略								
16～23 省略									
備考 省略					備考 省略				

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
総務管理課	1～7 省略					
	8 製造の請負等に係る競争入札参加資格審査に関する事務	1 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格の認定（製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条、第4条）				○
		2 記載事項の変更並びに事業の休止及び廃止の届出の受理（製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱第6条第1項）				○
	9 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
市町振興課	1～18 省略					
	19 省略					
	20 省略					
	21 省略					
	22 省略					
	23 省略					
	24 省略					
	24 省略					

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画情報部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
企画調整課	1～15 省略					

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する_____事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
総務管理課	1～7 省略					
	8 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
市町振興課	1～18 省略					
	19 地域環境整備事業に関する事務	1 事業費の配分決定	○			
	20 省略					
	21 省略					
	22 省略					
	23 省略					
	24 省略					
	25 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
県民生活課	1～5 省略					
	6 特定商取引に関する法律の施行に関する事務	1 必要な措置の指示（第7条、第14条、第22条、第38条、第46条、第56条、第68条、特定商取引に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第18条）				○
		2 業務又は取引の停止命令（第8条第1項、第15条第1項、第23条第1項から第3項まで、第47条第1項、第57条第1項、第68条、政令第18条）	○			
		3 停止命令の公表（第8条第2項、第15条第2項、第23条第2項、第39条第4項、第47条第2項、第57条第2項、第68条、政令第18条）	○			
7～13 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
県民生活課	1～5 省略					
	6 特定商取引に関する法律の施行に関する事務	1 必要な措置の指示（第7条、第38条、第46条、第56条、第68条、特定商取引に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第18条）				○
		2 業務又は取引の停止命令（第8条第1項、第39条第1項から第3項まで、第47条第1項、第57条第1項、第68条、政令第18条）	○			
		3 停止命令の公表（第8条第2項、第39条第4項、第47条第2項、第57条第2項、第68条、政令第18条）	○			
7～13 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
県民活動推進課	1～3 省略					
	4 コミュニティ対策の推進に関する事務	1 省略				
5～12 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
県民活動推進課	1～3 省略					
	4 コミュニティ対策の推進に関する事務	1 省略				
		2 コミュニティ施設の整備に関する計画策定及び指導				○
5～12 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	
消防防災安全課	1 消防組織法の施行に関する事務	1～6 省略					
		7 市町消防が行う人命救助活動の指導（第29条）				○	
		8 省略					
		9 省略					
		10 省略					
		11 省略					
		12 省略					
		13 省略					
		14 省略					
		15 省略					
		16 省略					
		17 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	
消防防災安全課	1 消防組織法の施行に関する事務	1～6 省略					
		7 省略					
		8 省略					
		9 省略					
		10 省略					
		11 省略					
		12 省略					
		13 省略					
		14 省略					
		15 省略					
		16 省略					
		2 消防力の整備指針に関する事務	1 消防力の整備指針に関する資料の作成指導				○

2 省 略					
3 消 防 施 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 省略				
	2 消防危険物規制に関する こと。				
	(1)～(9) 省略				
	(10) 移送取扱所の一時使用停 止等の命令（第12条の2、 第12条の3）		○		
	(11) 危険物保安監督者の選任 及び解任の届出の受理（第 13条第2項）				○
	(12) 移送取扱所の立入検査 （第16条の5）			○	
	(13) 省略				
	(14) 省略				
	(15) 省略				
	(16) 省略				
	(17) 省略				
	(18) 省略				
	(19) 省略				
	(20) 省略				
	(21) 省略				
	(22) 省略				
	(23) 省略				
	(24) 省略				
	(25) 省略				
	(26) 省略				
(27) 省略					
(28) 省略					
(29) 省略					
3・4 省略					
4 省 略					
5 省 略					
6 高 圧 ガ ス 保 安 法 施 に 関 す る 事 務					

3 省 略						
4 消 防 施 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 省略					
	2 消防危険物規制に関する こと。					
	(1)～(9) 省略					
	(10) 省略					
	(11) 省略					
	(12) 省略					
	(13) 省略					
	(14) 省略					
	(15) 省略					
	(16) 省略					
	(17) 省略					
	(18) 省略					
	(19) 省略					
	(20) 省略					
	(21) 省略					
	(22) 省略					
	(23) 省略					
	(24) 省略					
	(25) 省略					
	(26) 省略					
	3・4 省略					
	5 省 略					
	6 省 略					
	7 高 圧 ガ ス 保 安 法 施 に 関 す る 事 務	1 高圧ガスの製造等の規制に 関すること。				
		(1) 製造の許可（第5条第1項）		○		
		(2) 第二種製造者の届出の受理 （第5条第2項）				○
(3) 第一種製造者の承継の届出 の受理（第10条第2項）					○	
(4) 第一種製造者の施設等の変 更の許可（第14条第1項）					○	
(5) 第一種製造者の施設の軽微 な変更の届出の受理（第14条 第2項）					○	
(6) 第二種製造者の施設等の変 更の届出の受理（第14条第4 項）					○	
(7) 製造施設の完成検査（第20 条第1項本文、第3項、一般 高圧ガス保安規則（以下この 部において「一般則」という。） 第31条第2項、液化石油ガス 保安規則（以下この部におい て「液石則」という。）第32 条第2項、コンビナート等保 安規則（以下この部において 「コンビ則」という。）第15条 第2項、冷凍保安規則（以下 この部において「冷凍則」と いう。）第21条第2項）					○	
(8) 高圧ガス保安協会等の製造 施設の完成検査を受けた旨の 届出の受理（第20条第1項た だし書、第3項）				○		

					(9) 高圧ガス保安協会等の製造施設の完成検査の結果報告の受理（第20条第4項）				<input type="radio"/>
					(10) 製造の廃止等の届出の受理（第21条第1項から第3項まで）				<input type="radio"/>
					(11) 輸入高圧ガス及びその容器の検査（第22条第1項、一般則第45条第3項、液石則第45条第3項、冷凍則第31条第3項）				<input type="radio"/>
					(12) 製造施設に係る検査記録の届出の受理（第39条の11第1項）				<input type="radio"/>
				1 保安に関すること。	2 保安に関すること。				
					(1) 危害予防規程の届出の受理（第26条第1項）				<input type="radio"/>
					(2) 保安統括者等の選任及び解任の届出の受理（第27条の2第5項、第27条の3第3項、第27条の4第2項）				<input type="radio"/>
				(1) 省略	(3) 省略				
				(2) 省略	(4) 省略				
				(3) 省略	(5) 省略				
				(4) 省略	(6) 省略				
				(5) 省略	(7) 省略				
					(8) 保安統括者等の代理者の選任及び解任の届出の受理（第27条の2第5項、第33条第3項）				<input type="radio"/>
					(9) 保安検査（第35条第1項、一般則第79条第4項、液石則第77条第4項、コンビ則第34条第4項、冷凍則第40条第4項）				<input type="radio"/>
					(10) 特定施設の使用休止の届出の受理（一般則第79条第2項、液石則第77条第2項、コンビ則第34条第2項）				<input type="radio"/>
					(11) 高圧ガス保安協会等の保安検査を受けた旨の届出の受理（第35条第1項）				<input type="radio"/>
					(12) 高圧ガス保安協会等の保安検査の結果報告の受理（第35条第3項）				<input type="radio"/>
					(13) 検査記録の届出の受理（第39条の11第2項）				<input type="radio"/>
					(14) 公安委員会等への通報（第74条第1項）				<input type="radio"/>
				(6) 災害等の通報に係る措置（第74条第2項から第4項まで）	(15) 災害等の通報に係る措置（第74条第2項、第3項）				<input type="radio"/>
					3 容器、機器及び原料ガスの規制に関すること。				
					(1) 容器検査（第44条第1項、第78条の4、政令第18条第2項）				<input type="radio"/>
					(2) 容器への刻印（第45条第1項、第2項、第78条の4、政令第18条第2項）				<input type="radio"/>
					(3) 特別充てんの許可（第48条第5項、第78条の4、政令第18条第2項）				<input type="radio"/>
					(4) 容器検査所の登録及び登録更新（第49条第1項、第50条第3項、第4項、第78条の4、政令第18条第2項）				<input type="radio"/>

	(7) 完成検査員及び保安検査員の解任命令（第58条の27、第58条の30の2第2項、第58条の30の3第2項、第78条の4、政令第18条第1項）				○
	(8) 基準適合命令（第58条の29、第58条の30の2第2項、第58条の30の3第2項、第78条の4、政令第18条第1項）				○
	(9) 指定の取消し及び業務停止命令（第58条の30、第58条の30の2第2項、第58条の30の3第2項、第74条の2第1項、第78条の4、政令第18条第1項）		○		
	(10)・(11) 省略				
	<u>4</u> 監督処分に関すること。				
	(1) 省略				
	(2) 省略				
	(3) 報告の徴収及び立入検査等の国への報告（政令第18条第3項）				○
	(4) 省略				
<u>7</u> 火薬類取締					

	(7) 完成検査員及び保安検査員の解任命令（第58条の27、第58条の30の2第2項、第78条の4、政令第18条第1項）				○
	(8) 基準適合命令（第58条の29、第58条の30の2第2項、第78条の4、政令第18条第1項）				○
	(9) 指定の取消し及び業務停止命令（第58条の30、第58条の30の2第2項、第74条の2第1項、第78条の4、政令第18条第1項）		○		
	(10)・(11) 省略				
	<u>6</u> 監督処分に関すること。				
	(1) 製造の許可の取消し（第9条）		○		
	(2) 製造施設等の基準適合命令（第11条第3項、第12条第3項）				○
	(3) 輸入高圧ガスの廃棄等の命令（第22条第3項）				○
	(4) 危害予防規程の変更命令（第26条第2項）				○
	(5) 危害予防規程の遵守命令等（第26条第4項）				○
	(6) 保安教育計画の変更命令（第27条第2項）				○
	(7) 保安教育計画の実行等の勧告（第27条第5項）				○
	(8) 省略				
	(9) 保安統括者等の解任命令（第34条）				○
	(10) 命令違反等による製造の許可の取消し及び製造の停止命令（第38条）		○		
	(11) 容器製造設備等の基準適合命令（第41条第2項、第78条の4、政令第18条第2項）				○
	(12) 災害防止命令（第49条の30、第49条の35）				○
	(13) 検査主任者の解任命令（第52条第4項、第78条の4、政令第18条第2項）				○
	(14) 容器検査所の登録の取消し及び再検査の停止命令（第53条、第78条の4、政令第18条第2項）		○		
	(15) 容器及び附属品の処分命令（第56条第1項、第4項、第78条の4、政令第18条第2項）				○
	(16) 省略				
	(17) 報告の徴収（第61条第1項）				○
	(18) 省略				
<u>8</u> 火薬類取締	<u>1</u> 火薬類の製造、販売及び輸入の規制に関すること。				

(6) 通報の受理及び国への報告（第52条第5項、第6項、規則第82条第1項）				<input type="radio"/>
2 指定試験機関に関すること。				
(1)～(9) 省略				
(10) 指定取消し等の通知の受理（第45条の16第3項）				<input type="radio"/>
(11) 試験事務に関する通知の受理（第45条の17第2項）				<input type="radio"/>
3 指定完成検査機関及び指定保安検査機関に関すること。				
(1) 指定（第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号、第53条第1項、第56条の2、政令第16条第2項）			<input type="radio"/>	
(2) 指定の更新（第45条の26第1項、第45条の38第2項、第53条第1項）				<input type="radio"/>
(3) 事業所の変更の届出の受理（第45条の28、第45条の38第2項、第53条第1項、第56条の2、政令第16条第2項）				<input type="radio"/>
(4) 業務規程の認可及び変更認可（第45条の29第1項、第45条の38第2項、第56条の2、政令第16条第2項）				<input type="radio"/>
(5) 業務規程の変更命令（第45条の29第3項、第45条の38第2項、第56条の2、政令第16条第2項）				<input type="radio"/>
(6) 業務の休廃止の届出の受理（第45条の30、第45条の38第2項、第53条、第56条の2、政令第16条第2項）				<input type="radio"/>
(7) 完成検査員及び保安検査員の解任命令（第45条の31、第45条の38第2項、第56条の2、政令第16条第2項）				<input type="radio"/>
(8) 基準適合命令（第45条の33、第45条の38第2項、第56条の2、政令第16条第2項）				<input type="radio"/>
(9) 指定の取消し及び業務停止命令（第45条の34、第45条の38第2項、第53条第1項、第56条の2、政令第16条第2項）		<input type="radio"/>		
(10) 報告の徴収（第45条の36、第45条の38第2項、第56条の2、政令第16条第2項）				<input type="radio"/>
(11) 立入検査等（第45条の37第1項、第45条の38第2項、第56条の2、政令第16条第2項）				<input type="radio"/>
4 監督処分に関すること。				

4 指定試験機関に関すること。				
(1)～(9) 省略				
5 監督処分に関すること。				
(1) 製造及び販売営業の許可の取消し及び事業の停止命令（第8条、第44条、第56条の2、政令第16条）			<input type="radio"/>	
(2) 製造施設等の基準適合命令（第9条第3項、第56条の2、政令第16条）				<input type="radio"/>
(3) 火薬庫の基準適合命令（第14条第2項）				<input type="radio"/>
(4) 危害予防規程の変更命令（第28条第4項、第56条の2、政令第16条）				<input type="radio"/>

	(1) 省略					
	(2) 報告の徴収及び立入検査等の国への報告（政令第16条第3項）				○	
	(3) 省略					
8 武器等製造法の施行に関する事務						
	1 通報の受理（第28条第2項）				○	
	2 省略					
9 電気工事士の施行に関する事務	1 電気工事士免状に関すること。					
	(1) 交付（第4条第2項、第3項第2号、第4項第3号）				○	
	(2) 再交付（電気工事士法施行令（以下この部において「政令」という。）第4条第1項）				○	
	(3) 書換え（政令第5条）				○	
	(4) 返納命令（第4条第6項、政令第6条第2項）				○	
	(5) 経済産業大臣からの通知の受理（政令第6条第3項）				○	
	2 電気工事士試験に関する経済産業大臣への意見の申出（第6条第5項）				○	
	3 報告の徴収（第9条第1項）				○	
10 液化石油ガスの販売等の規制に関する法律の施行に関する事務	1 液化石油ガスの販売等の規制に関すること。					
	(1)・(2) 省略					
	(3) 登録行政庁の変更の届出の受理（第6条_____）				○	
	(4) 省略					
	(5) 販売事業者の承継の届出の受理（第10条第3項_____）				○	
	(6)・(7) 省略					
	(8) 販売事業の廃止の届出の受理（第23条_____）				○	
	(9) 販売事業者の登録の消除（第26条の2）				○	
9 武器等製造法の施行に関する事務	(5) 省略					
	(6) 保安責任者等の解任命令（第34条、第56条の2、政令第16条）				○	
	(7) 火薬類の安定度試験の実施命令（第36条第2項）				○	
	(8) 報告の徴収（第42条、第56条の2、政令第16条）				○	
	(9) 省略					
	10 電気工事士の施行に関する事務	1 猟銃等の製造及び販売の事業の許可（第17条、第19条）				○
		2 猟銃等の製造及び販売の事業の許可の取消し等（第6条、第15条、第20条）				○
		3 製造又は販売する猟銃等の種類の変更許可（第8条、第20条）				○
		4 猟銃等の製造事業所及び販売事業所の移転の許可（第12条、第20条）				○
		5 猟銃等の製造事業者及び販売事業者からの報告の徴収（第24条）				○
6 猟銃等の製造事業所及び販売事業所の立入検査（第25条）					○	
7 省略						
11 液化石油ガスの販売等の規制に関する法律の施行に関する事務	1 電気工事士免状の交付及びその返納命令（第4条）				○	
10 電気工事士の施行に関する事務	1 液化石油ガスの販売等の規制に関すること。					
	(1)・(2) 省略					
	(3) 登録行政庁の変更の届出の受理（第6条、第26条の2）				○	
	(4) 省略					
	(5) 販売事業者の承継の届出の受理（第10条第3項、第26条の2）				○	
	(6)・(7) 省略					
	(8) 販売事業の廃止の届出の受理（第23条、第26条の2）				○	
	(9) 充電設備の許可（第37条の4第1項）				○	
	(10) 充電設備の変更の許可（第37条の2第1項、第37条の4第3項）				○	

	(6) 販売事業の登録の取消し及び販売事業の停止命令(第25条、第26条)			○	
	(7) 消費設備の基準の適合命令(第35条の5)				○
	(8) 省略				
	(9) 報告の徴収(第82条第1項、第94条の2、政令第13条第2項、第4項から第7項まで)				○
	(10) 立入検査等(第83条第1項から第4項まで、第94条の2、政令第13条第3項、第4項、第7項)				○
	(11) 液化石油ガス器具等の提出命令(第83条の2第1項、第94条の2、政令第13条第7項)				○
	(12) 省略				
	(13) 国への報告(政令第13条第8項)				○
11 省略					
12 省略					

	(6) 販売事業の登録の取消し及び販売事業の停止命令(第25条から第26条の2まで)			○	
	(7) 充てん設備等の基準適合命令(第37条の5第3項)				○
	(8) 充てん設備等の許可の取消し及び使用の停止命令(第37条の7第1項)			○	
	(9) 省略				
	(10) 報告の徴収(第82条第1項、第2項、第94条の2、政令第13条第2項、第7項、第8項)				○
	(11) 立入検査等(第83条第1項、第3項、第94条の2、政令第13条第3項、第7項、第8項)				○
	(12) 液化石油ガス器具等の提出命令(第83条の2第1項、第94条の2、政令第13条第7項、第8項)				○
	(13) 省略				
12 省略					
13 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
環境政策課	1～13 省略				
	14 水道法の施行に関する事務	1 水道事業の認可(第6条第1項、第46条第1項、水道法施行令(以下この部において「政令」という。)第14条第1項)			○
		2 水道事業の変更の認可(第10条第1項、第46条第1項、政令第14条第1項)			○
		3 水道事業の変更の届出の受理(第10条第3項、第46条第1項、政令第14条第1項)			○
		4 水道事業の休止及び廃止の許可(第11条第1項、第46条第1項、政令第14条第1項)			○
		5 水道事業の休止及び廃止の届出の受理(第11条第2項、第46条第1項、政令第14条第1項)			○
		6 水道事業の供給条件の変更の認可(第14条第6項、第46条第1項、政令第14条第1項)			○
		7 水道用水供給事業の認可(第26条、第46条第1項、政令第14条第2項)			○
		8 水道用水供給事業の変更の認可(第30条第1項、第46条第1項、政令第14条第2項)			○
		9 水道用水供給事業の変更の届出の受理(第30条第3項、第46条第1項、政令第14条第2項)			○

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
環境政策課	1～13 省略				
	14 水道法の施行に関する事務	1 水道事業の認可(第6条)			○
		2 水道事業内容の変更の認可(第10条)			○
		3 水道用水供給事業の認可(第26条)			○
		4 水道用水供給事業内容の変更の認可(第30条)			○

対策特別措置法の施行に関する事務					
	(2) 省略				
	2 ダイオキシン類による汚染状況の調査等に関すること。				
	(1)~(3) 省略				
	(4) _____測定結果の _____公表(第28 条第4項_____)				○
3・4 省略					
5 省略					
23 特定制品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の施行に関する事務	1 第一種フロン類回収業者に関すること。				
	(1)~(8) 省略				
	(9) 省略				
	(10) 省略				
	2 第二種フロン類回収業者に関すること。				

対策特別措置法の施行に関する事務	(2) 特定施設の設置等の届出の受理(第12条第1項、第13条第1項、第2項、第14条第1項、第18条、第19条第3項、ダイオキシン類等対策特別措置法施行規則第5条)				○
	(3) 特定施設に係る計画変更命令等(第15条、第16条)				○
	(4) 特定施設の設置等の制限期間の短縮(第17条第2項)				○
	(5) 特定施設に係る改善命令等(第22条第1項、第3項)				○
	(6) 特定施設の事故時の措置命令(第23条第3項)				○
	(7) 省略				
	2 ダイオキシン類による汚染状況の調査等に関すること。				
	(1)~(3) 省略				
	(4) 立入調査測定等(第27条第4項)				○
	(5) 設置者からの測定結果の報告の受理及び公表(第28条第3項、第4項)				○
3・4 省略					
5 行政機関の長に対する措置の要請(第35条第3項)				○	
6 行政機関の長との協議(第35条第5項)				○	
7 省略					
23 特定制品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の施行に関する事務	1 第一種フロン類回収業者に関すること。				
	(1)~(8) 省略				
	(9) 指導及び助言(第23条)				○
	(10) 勧告(第24条第1項、第2項)				○
	(11) 措置命令(第24条第3項)				○
	(12) 省略				
	(13) 省略				
	2 第二種フロン類回収業者に関すること。				
	(1) 登録の実施又は拒否(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)附則第19条の規定によりなおその効力を有するものとされている同法による改正前の特定制品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下この項において「旧法」という。)第29条第1項、第30条、第31条)				○
	(2) 国土交通大臣の通知に係る者の登録の実施又は拒否(旧法第30条第2項、第31条第2項、第32条)				○
(3) 登録の更新(旧法第12条第1項、第2項、第30条、第31条、第33条第1項)				○	
(4) 変更の届出の受理(旧法第13条、第30条、第31条、第33条第1項)				○	
(5) 廃業等の届出の受理(旧法第15条第1項、第33条)				○	
(6) 登録の抹消(旧法第16条、第33条)				○	